

2024年3月19日

特定非営利活動法人 とむての森

代表理事 平賀 貴幸 様

公益財団法人 日本非営利組織評価センター
理事長 佐藤 大吾



ベーシックガバナンスチェック結果通知

ベーシックガバナンスチェックの結果、貴団体の組織運営状況については、日本非営利組織評価センター（JCNE）の定める基準により次の通り評価いたしました。

記

第三者評価決定日：2024年3月13日

第三者評価有効期限日：2027年3月31日

●第三者評価（評価対象：貴団体よりご提出の定款・規約・マネジメント運営過程の記録書面）

【非営利型判定】 非営利型である

基準 No.	評価基準	評価結果
1	法令または定款に則り、代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任している。	基準を満たしている
2	1事業年度に2回以上、法令または定款に則り、理事会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしている
3	法令または定款に則り、理事会の議事録を作成している。	基準を満たしている
4	法令または定款に則り、理事会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議している。	基準を満たしている
5	法令または定款に則り、定時社員総会／定時評議員会を招集し、実際に開催している。	基準を満たしている
6	法令または定款に則り、社員総会／評議員会の議事録を作成している。	基準を満たしている
7	法令または定款に則り、社員総会／評議員会で、事業計画・予算・事業報告・決算を審議または報告している。	基準を満たしている
8	役員報酬を支給している場合は、法令、定款または規程に則り、役員報酬の支給を決定するとともに、支払った報酬額（総額）を経費計上し、決算書類に記載している。	基準を満たしている

9	監事監査を実施し、監査報告書を作成している。	基準を満たしている
10	直近の登記事項を登記している。	基準を満たしている
11	事務所に備え置くべき書類を整備し、定款・役員名簿・事業計画書・事業報告書・決算書類を組織のホームページまたは情報公開サイトで公開している。	基準を満たしている

●セルフチェック(評価対象:貴団体によるセルフチェック回答データ)

基準 No.	評価基準	評価結果
12	組織の所在地および問合せ方法を組織のホームページまたはSNSで公開している。	基準を満たしている
13	寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。	基準を満たしている
14	理事との利益相反を理解し、その有無を確認の上、適切に対応を行っている。	基準を満たしている
15	個人情報の取扱いに関する規程を定め、取得目的を明示している。	基準を満たしている
16	法令または規程で定められた保存年数の期間、法定保存文書を保存している。	基準を満たしていない
17	雇用契約を締結している職員がいる場合、法令に基づく労務管理を行っている。	基準を満たしている
18	ハラスメント防止策を講じている。	基準を満たしている
19	組織の目的と事業を文書化している。	基準を満たしている
20	組織の目的に沿った単年度事業計画を策定している。	基準を満たしている
21	事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取っている。	基準を満たしている
22	各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。	基準を満たしている
23	会計に関して、専門知識をもった役職員が担当している、または会計専門職や外部の支援団体からアドバイスを受けている。	基準を満たしている
24	税務申告と納付を行っている。	基準を満たしている
25	現金の取扱いや資金管理に関して、複数名でチェックしている。	基準を満たしている

以上

《「基準を満たしていない」評価基準について》

第三者評価を行った基準No.1～11において、根拠書類から運営状況が確認できなかったため「基準を満たしていない」となった項目です。内容をご確認の上、ご用意が整いましたら再評価をお申込みください。評価結果の有効期間内であれば無料で再評価をいたします。

「基準を満たしていない」評価基準について

コメントはありません

《より組織運営を強化するためのアドバイス》

日頃より注意深い組織運営をされています。第三者評価を行った基準No.1～11において、以下のコメントは組織運営の状況を振り返るための参考情報として付記するものです。

アドバイス

(項目8) 基準を満たしていると思いましたが、役員報酬について、ご提出いただいた社員総会の議事録から、予算の審議の中で役員報酬の総額について議決していることを確認しました。役員報酬の審議について、今後は社員総会のひとつの議案として役員報酬額を審議決定のうえ議事録に明記するようにしてください。

(項目9) 基準を満たしていると思いましたが、業務監査についての記載が確認できませんでした。監査報告書の記載についてご確認ください。監事は法人の業務および会計について監査を行います。業務監査は、法令および定款に則った運営状況と、理事の業務の遂行状況を確認します。会計監査は、適正な会計処理と、法人の経営状況を確認します。「監査報告書」には実施した監査内容・指摘事項・業務執行状況と経営状況の監査結果を記載します。より詳細な業務監査を行っている監査報告書のサンプルをご参照ください。
監査報告書サンプル